

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

## わんぱくルーム重要事項説明書

2018年4月1日施行

2019年4月1日改訂

2019年11月8日改訂

### 1. 事業所の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	わんぱくルーム
事業者の所在地	藤枝市天王町3丁目9-21
事業者の連絡先	電話・FAX:054-625-7426 携帯:080-4546-2034
代表者氏名	三谷 美千保

#### (2) 事業所の概要

種別	小規模保育C型				
名称	わんぱくルーム				
所在地	藤枝市天王町3丁目9-21				
連絡先	(電話番号)080-4546-2034 (FAX番号)054-625-7426				
施設長氏名	三谷 美千保				
開設年月日	H28年4月1日				
利用定員 (3号)	0歳児	1歳児	2歳児	合計	
	3人	3人	3人	9人	

#### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	284.70 m <sup>2</sup>
	園庭	34.12 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造
	延べ	145.32 m <sup>2</sup> (1階 97.92 m <sup>2</sup> 、2階 47.40 m <sup>2</sup> )

保育室(メイン)32.64 m<sup>2</sup>、保育室(和室)16.2 m<sup>2</sup>

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

#### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	2 室	メイン:32.64 m <sup>2</sup> 、和室:16.2 m <sup>2</sup>

#### (5) 保育理念・方針・目標

##### 保育理念

園を利用する方(子ども、保護者、地域)に預けて良かったと思う園を作る。

職員も自分の子どもを預けたいと思える園を作る。

##### 保育方針

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作りだす力の基盤を培う。

##### 保育目標

体を動かすことを楽しむ子ども

自分で進んで食べる子ども。

感じたこと、考えたことを自分なりに表現が出来る子ども。

先生やお友達と関わる心地よさを感じる子ども。

色々なものに好奇心、探求心をもてる子ども。

#### (6) 職員体制(2019年4月1日現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
家庭的保育者	3 人	1 人	2 人	別途、家庭的保育補助者 3 人常勤
調理員	1 人	人	1 人	
嘱託医	人	人	1 人	年 2 回健診
歯科医			1 人	年 1 回健診

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

## (7) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

### 【3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分(11 時間)
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分(8 時間)
延長保育	保育標準時間	朝: 夕:
	保育短時間	朝:7 時 30 分～8 時 30 分 夕:4 時 30 分～6 時 30 分
開所時間	月～金曜日	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
	土曜日	午前 7 時 30 分～午後 5 時 00 分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)	

## (8) 利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
上乗せ徴収	0		
実費徴収	0		
延長保育料 ※1 (当日現金払い)	1 時間 100 円		

※1 対象は、短時間保育(8:30～16:30)の方です。時間を守れない場合は、1 時間＝100 円を頂きます。朝 7:30～8:30 の間に登園された場合は、100 円頂きます。夕方 16:30～夜 18:30 の間に降園された場合は、最大 200 円頂きます。いずれの場合でも、降園される際に現金でお支払い下さい。

## (9) 支払方法

月額保育料は、毎月 27 日までに園が指定する口座に振り込むこと。

延長保育料については、当日現金払いとする。

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

### (10) 提供する特定地域型保育の内容

7時30分	順次登園(室内遊び)
9時	朝の会、おやつ
9時30分	散歩(近所の公園など) 園庭にて砂遊び 夏場プール、製作活動(季節に応じたもの)
11時	昼食
11時30分	昼食後、午睡
15時	おやつ、室内遊び
16時	部屋での玩具で保育士と遊びながらお迎えを待つ

### (11) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園
5月	子どもの日 こいのぼり製作・内科健診
6月	お散歩バック・茅の輪くぐり・水遊び開始
7月	七夕 水遊び開始
8月	水遊び、夏野菜収穫体験
9月	敬老の日製作
10月	ハロウィン製作、インフルエンザ <sup>*</sup> 予防接種(1回目)
11月	歯科検診・内科健診、インフルエンザ <sup>*</sup> 予防接種(2回目)
12月	クリスマス会
1月	
2月	節分(成田山)
3月	ひな祭り

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

## (12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### 【3号認定子ども(保育認定)】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)</li><li>・ 保護者から退園の申出があったとき</li><li>・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき</li><li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li></ul>
利用に当たっての留意事項	

## (13) 嘱託医(内科)

医療機関の名称	三倉医院
医院長名	三倉 一彦
所在地	藤枝市五十海 4-14-21
電話番号	054-644-1235

## (14) 嘱託医(歯科)

医療機関の名称	おおはし歯科クリニック
医院長名	大橋 儀雄
所在地	藤枝市水守 1 丁目 15-8
電話番号	054-641-6591

## (15) 嘱託医(整形外科)

医療機関の名称	秋山医院
医院長名	秋山 敬
所在地	藤枝市本町 3-2-24
電話番号	054-641-6175

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

#### (16) 連携施設①

施設の名称	学校法人葉梨学園 葉梨幼稚園
園長名	篠宮 けい子
所在地	藤枝市下之郷 1713 番地の 6
電話番号	054-638-0238

#### (17) 連携施設②

施設の名称	認定こども園 藤枝橘幼稚園
所長名	山田 裕子
所在地	藤枝市北方 1130-13
電話番号	054-638-0753

#### (18) 緊急時における対応方法

当園の職員においては、保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずる。

#### (19) 非常災害対策

登園は非常災害に関する具体的な計画を立て、防災管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

#### 【管轄する消防署】

消防署名	志太消防本部 藤枝消防署
所在地	藤枝市稲川 200-1 消防本部庁舎 3F
電話番号	054-641-1878

#### 【管轄する警察署】

警察署名	本町交番
所在地	藤枝市本町 3-2-22
電話番号	054-643-7616

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

防火管理者	三谷 美千保(園長)
避難訓練	毎月 1 回
避難場所と所在地	藤枝東高校 〒426-0019 藤枝市天王町 1 丁目 7 番 1 号 電話:054-641-1680 FAX:054-644-0923
緊急時の連絡手段	緊急メールにて
園舎の防火設備、消防設備等	消火器、簡易消火具(スプレー式)

## (20) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	三谷 和彦(事務長)	
相談・苦情解決責任者	三谷 美千保(園長)	
第三者委員	後藤 稔晴(ごとう としはる)	FUNFUNクリエイト 心の学び舎

### ★ 第三者委員の連絡先

〒426-0202 藤枝市上薮田 683 番地

電話:054-637-9373 携帯電話:080-5139-2201 FAX:054-637-9373

MAIL:funfun-c@visithp.jp

### ★ 第三者委員の位置づけ

相談、要望、苦情解決にあたって社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進する為に設置しています。保護者の方から直接、相談、要望、苦情を申し出る事ができ、独立した第三者である専門家に調査をしてもらう事により、保育園の信頼回復を図ります。

## (21) 虐待防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置するような体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等措置を講ずるよう努める。